

オスマン朝中期の司法制度とエブスウッド・エフェンディ

——エブスウッドのファトワーからの考察を中心に——

磯 部 敦 子

はじめに

オスマン朝中期にあたる16世紀から17世紀の時期は、内政面での整備が進んだ。とりわけ、セリム1世（在位1512-20）やスレイマン1世（在位1520-60）の下ではシャリーアに基づいた公正な行政組織を作ることが目的とされ、司法制度も同様にシャリーアを重視したものが整備された。それは、中央行政だけでなく、地方行政においても同じであった。^①オスマン朝において、地方行政を担うカーディーたちは、国家によって決められたプログラムの教育を受け、中央と変わらない司法行政を地方においても行うことで、オスマン朝の中央集権化を助けた。そして、カーディーたちは、イスタンブールのムフティーであるシェイヒュルイスラームを頂点とするイルミエという組織を構成していた。^{②③}この、イルミエ組織を確立させた人物が、本論文で取り上げるエブスウッド・エフェンディ（1490-1545）という人物である。

エブスウッドは、約30年間、スレイマン1世の治世下でシェイヒュルイスラームとして活躍した人物である。彼の功績については、特に、現金ワクフを認めたこと、カーヌーンをシャリーアに融合させたことがよく取り上げられる。^④エブスウッドによるカーヌーンとシャリーアの融合については、Schacht氏とHeyd氏の研究がある。^{⑤⑥}Schacht氏によれば、エブスウッドは、シェイヒュルイスラームに任命される以前、スルタンの命令で、ヨーロッパの土地の法を改定し、シャリーアに応用することに取り組んでいたが、その実現は不可能であると証明し、最終的にワクフと徴税の制度を妥協させるに至ったという。さらに、エブスウッドは、カーディーたちがスルタンの命令によって任命されることで大きな力を得ること、シャリーアの適用においてスルタンの命令に従うということを定めた原理を再公式化したという。^⑦

一方で、Heyd氏^⑧は限られた範囲で、エブスウッドが、カーヌーンとシャリーアを融合させることに成功した、という見方をしている。Heyd氏は、理論上は、カーヌーンはシャリーアを詳しく述べたもの、もしくは補完するものにすぎず、シャリーアにとって代わるものでは

ないが、犯罪訴訟の分野においては、カーヌーンとシャリーアが最も衝突するとしている。これは、カーヌーンが一般的に政治や法律、軍事などの公的な法をとり扱っており、一方シャリーアは、これらの事柄については不足している部分があるが、刑罰についてはより明確に書かれているという側面があるからであるという。そのことから Heyd 氏は、犯罪の処分においてはシャリーアとカーヌーンを融合させることは難しいことであり、それゆえ、エブスウッドによるシャリーアとカーヌーンの融合は、限定的であったとしている。

エブスウッドによるカーヌーンとシャリーアの融合については、Gerber 氏や Imber 氏も言及している。Gerber 氏はカーヌーンとシャリーアの刑法にあたる部分に着目し、16世紀以降、カーヌーンの役割が衰退していったのではないかという通説に対して、反対意見を述べている。氏は、16世紀以降、逆にカーディーがカーヌーンの執行に関わるようになったが、そのためカーヌーンが衰退していったのではなく、カーヌーンとシャリーアが共生する関係になっていったと指摘している^⑨。

Imber 氏の研究は、Schacht 氏や Heyd 氏が述べた、エブスウッドによるカーヌーンとシャリーアの融合の真偽を、ファトワーを使うことによって明らかにすることを目的としている。ファトワーとは、一般のムスリムなどからの宗教に関わる質問について、ムフティーが口頭や書面で提示する回答のことであり、Imber 氏は、エブスウッドのファトワーをスルタンと法の支配、土地保有と税制、不動産、結婚と家族、犯罪と不法行為の5分野に分類し、分析した^⑩。

その結果、エブスウッドは以下の3点においてカーヌーンとシャリーアを調和させようとしたと指摘した。1点目は、土地保有と税制である。エブスウッドは、ハナフィー派の概念を取り入れてこれらを再定義しようとしたと Imber 氏は考えた。2点目は、スルタンがカリフの称号を与えられることによってその権力がシャリーアに即したものとなり、スルタンの発する法令がシャリーアの範囲内に収まるものになったという。最後に3点目は、Pixley 氏も述べている、現金ワクフについてハナフィー派の法学に則ってその正当性が述べられたことである。現金ワクフについては、信仰に篤い者たちからは反対されたものの、その正当性は法学の主流に定着していったと Imber 氏は主張している。そして、これらとは別に、カーヌーンは犯罪に対する法という性質も含んでいたという点においても、エブスウッドはカーヌーンをシャリーアに適應させたのだと Imber 氏は述べている。

以上のような先行研究を踏まえ、本論文は、エブスウッドがオスマン朝の司法制度をどのようなものにしていこうとしたのか、改めて彼のファトワーから考察するものである。特に本論文では、エフリ・ウルフとカーディーについて着目したい。

エフリ・ウルフとは、刑の執行に関わる人々のことである。エフリ・ウルフに関しては、

Gerber 氏がエブスウッドのファトワーや法令集をもとに分析しているものの、そのファトワーの原文や翻訳を示してはいない。また、オスマン朝の中央集権化に大きな役割を担っていたカーディーについても、エブスウッドがこのカーディーに対してどのような職務を行うべきと考えていたかということについて、彼のファトワーを使って詳しく述べられたものがなく、Gerber 氏や Imber 氏も、カーディーについては触れるところはずかである。

そこで、本論文では、まずエフリ・ウルフに関するエブスウッドのファトワーを翻訳し、Gerber 氏や Imber 氏の研究を参照にしながら分析し、これまで触れられるところが少なかったカーディーについても、エブスウッドのファトワーを翻訳し分析することにした。

ファトワーの回答部分は、その根拠としてクルアーンとスンナが提示されるため、重要なものである。また、過去の事件について与えられたファトワーが後に同類の問題が発生した際に参照される。そのため、著名なムフティーやシェイヒュルイスラームのファトワーが集成としてまとめられ、判決を下す際の参考書となった。さらに、当時の社会において問題とされていたことも知ることができるため、史料として重要である。

本論文で利用するエブスウッドのファトワーは、Düzdağ 氏がアラビア文字で書かれたものをローマ字に転写したものである。氏は、宗教や法の問題について問われた時に、ファトワーにおいてどのように答えられていたのかという特色、そして、それによって当時の社会的状況がどのようなものであったのかを明らかにしようとしたが、実際は、エブスウッドのファトワーをカテゴリー分けしたのみで、詳しい分析まではなされていないので、本論文ではその点も踏まえて分析したい。

尚、本文中のファトワーの①、②などの番号は筆者がつけた通し番号であり、通し番号の次に書いている番号は、Düzdağ 氏がつけた番号、【 】の中は、Düzdağ 氏が引用したファトワーの写本とそのページ数、() は筆者の補足である。

1. 刑法とエフリ・ウルフについて

本章では、司法制度の中でも、刑法とエフリ・ウルフを取り上げる。ウルフとは、本来「習慣」という意味をもつ言葉である。しかし、オスマン朝では、ウルフという言葉に「拷問」という意味に限定して使っている場合も存在する^⑫。エフリ・ウルフとは、ウルフの人という意味となり、オスマン朝において刑の執行をつかさどる人物たちのことを指した。そのため、司法制度について鑑みる上では、重要な者たちである。

本章では、(1)エフリ・ウルフに対して禁止されていた事柄、(2)拷問によって被疑者が死亡した場合の対処、(3)長期拘留、それぞれに対するエブスウッドの見解、この三つのカテゴリーに彼のファトワーを分類する。そして、刑法に対して、また実際に刑を執行するエフリ・ウルフ

フに対して、エブスウッドがどのような見解を持っていたのか明らかにしたい。

(1) エフリ・ウルフに対して禁止されていた事柄

① 661【B写本 p. 97裏^⑮】

問い：ある問題の答えにおいて「厳しい逮捕によって逮捕がなされることが必要である」といって、命令されている。厳しい逮捕（という用語）から意味されていることは、エフリ・ウルフによる拷問であるか？

答え：神よ許したまえ。エフリ・ウルフは逮捕を意図することさえ、不可能である。ましてや拷問をや。法官が逮捕して、シャリーアの法廷に連れてきて、信頼する誰かによって監視下に置かれる。被告はといえば、すなわち告発された者は、彼がなした暴虐に対して、一人の証人が見つければ、投獄して、シャリーアによって調査が終了したときこのやり方によって行うことが意図されている。拘禁もしくは投獄に、エフリ・ウルフが含まれないことが必要である。悪事が明らかになれば、のちに、エフリ・ウルフに与えられる。

これは、裁判にエフリ・ウルフが関与することを禁じているファトワーである。

この例は Gerber 氏が引用している^⑮。Gerber 氏によると、カーヌーンにおいては、拷問やエフリ・ウルフの司法への介入が、時には合法となされているという。しかし、このファトワーにおいては、国家の官吏であるエフリ・ウルフが司法の過程に介入することも、拷問を行うことも禁じており、エブスウッドのような政治の中枢にいる人物がこのようなファトワーを出すことは興味深い点であると Gerber 氏は述べている。

つまり、エフリ・ウルフは、裁判が終わるまでは、司法の過程に介入してはならず、最終的に法の執行が行われる際にのみ関わることになる。

② 663【B写本 p. 244表^⑮】

問い：エフリ・ウルフであるベクルが、サイドを投獄して、暴力をふるって「法廷に行って、アムルに対して1000アクチェの借金を自白せよ」といったならば、サイドも監禁と暴力の恐れから、法廷においてアムルに1000アクチェと言って（借金を）認めたならば、シャリーア上、この自白は健全であるか？

答え：法廷において、「あなたが自白しないならば、激しい暴力と長い監禁をおこなう」

と人のいないところで脅迫と約束をして、そののちに法廷に行って、ベクルが、不在でない際に自白をしたならば正当ではない。だから、そのようにしたことが確証されたならば、この証拠は当然、自白の証拠よりも上である。

ここでは、エフリ・ウルフからの脅迫による自白についての正当性が述べられている。エフリ・ウルフの脅迫によってなされた自白については、シャリーア上の合意を経ていたとしても、不正なものとなされる。

Gerber 氏はこのファトワーを引用してはいないが、① 661番のファトワー同様、ここでもカーヌーンでは合法とされている拷問をエブスウッドは禁止しているという、同様のことを確認することが出来る。

(2) 拷問によって被疑者が死亡した場合の対処について

③ 665【B写本 p.98表^⑩】

問い：ユダヤ人のサイドが「アムルが私の財産を盗んだ」といってサンジャク・ベイであるベクルに拷問（urf）をさせて、6、7日後にアムルが死んで、財産を盗んだ者たちが見つけれれば、サイドとベクルに対して何が必要であるか？

答え：ウルフをしたもの（ベクル）には、血の代償が、サイドに対して厳しい罰と長期の牢獄入りが必要である。

このファトワーでは、冤罪で逮捕された者が、拷問ののちに死亡してしまった場合の対処について述べられている。

この例に関しては、Gerber 氏も引用し、いくつかの興味深い点があるとしている^⑪。まず、一つ目の興味深い点として、Gerber 氏はサンジャク・ベイであるベクルに対してなされた血の代償を図るべきという判決を挙げている。ここでは、サンジャク・ベイの行為が不法なもの、つまり個人的な責任とみなされて、上述しているように過失による殺害と同じ罰が与えられているが、Gerber 氏はこの判決はエブスウッドのように政治的権力の中核に近い位置にいる人物がとるには、特異な態度であると指摘し、オスマン朝の人々がシャリーア法廷の地位を高めようとしていたという、新しい動きの反映であると結論づけている。

二つ目の興味深い点として挙げられているのは、ユダヤ人のサイドに対して与えられた拘留という罰についてである。Gerber 氏はこれについても特異な罰であるとしている。拘留はシャリーアに関連する罰ではなく、カーヌーンに定められている罰でもないため、ある種の慣習

法的な罰に違いないと考えている。^⑬

拷問を行ったベクルに対しては、血済、つまり血の代償が課される。この血の代償は、マーワルディーによれば過失による殺人や未必の故意による殺人の際に課せられる刑罰である。このことから冤罪であるのに死亡させてしまった場合、過失致死としてオスマン朝では扱われていたと考えることができる。

④ 666【B写本 p. 98裏^⑭】

問い：その財産を盗まれたザイドが、被疑者であるアムルをエフリ・ウルフの手に与えて、エフリ・ウルフに拷問（'urf）させてアムルが実力行使に際して死んだならば、アムルを拷問した者はザイド自身でないけれども、原因であることによってアムルの相続人が、ザイドから賠償金をとることは、シャリーア上可能であるか？

答え：厳しい懲罰と監獄で長い監禁をさせられる。賠償を拷問を行った者からとる。

Imber氏は、このファトワーを参照し、エブススワードがハナフィー派の教理に従った法判断を行ったとしている。ハナフィー派の教理においては、死の直接的な理由になった人物に法的責任があるとされていた。そのため、ここでは、死の直接的な原因となった人物に対して賠償をするよう命令が下されたというのである。

このファトワーを Gerber氏は引用していないが、氏が引用した③665番の例と同様に、拷問をした者に対しては、過失による殺人罪と同じ罰である血の代償が必要とされ、告訴したザイドに対しても、厳しい懲罰と拘留がなされるということが④666番においても示されているのである。ここでは、誤った告訴をした者がユダヤ人というわけではないので、上記の罰は、ユダヤ人に対するものとは限らず、一般的な罰であったと考えられる。

④666番のファトワーや③665番のファトワーにみられるように、エブススワードは、サンジャク・ベイやエフリ・ウルフといった国家権力に属する者たちが行った拷問によって死亡者を出してしまったことについて、個人が行ったこととして処理している。国家権力に属する者たちが行ったことであれば、個人的責任として扱わず、罰も軽いものにしてもよさそうではあるが、そのような態度をエブススワードはとっていないことから、彼は、エフリ・ウルフに対して厳格な立場をとっていたということが考えられる。

(3) 長期拘留に対するエブススワードの見解

Gerber氏は、拘留のようなシャリーアによらない刑罰が何を意味しているのか考察し、エ

ブスワードはハッド刑に至らない重罪に関して長期の投獄を考えていたとしている。その例として Gerber 氏が参照しているのが、以下の⑤705番と⑥745番、⑦672番のファトワーである。

⑤ 705番【A写本 p. 86裏²⁰⁾】

問い：「ある街区に——神よ禁じたまえ——酒を持ってこさせよ、問題ない」といったムスリムに何が必要であるか？

答え：厳しい懲罰と長い監禁が必要である。

⑥ 745番【A写本 p. 235裏²¹⁾】

問い：ザイドがアムルに「お前を殺す」と言って召使を送って、アムルを武器によって殺させたならば、シャリーア上、ザイドと彼の召使たちに何が必要であるか？

答え：召使には懲罰がある。ザイドは何年も牢獄においてとどまる。

⑦ 672【B写本 p. 182裏²²⁾】

問い：長い監禁について、ある特別な期限はあるか？

答え：ない。判事の意見にゆだねられる。そして、被拘禁者の投獄の理由を鑑みて裁量される。

これらのファトワーは、長期投獄されることに特別な罪があるのか聞かれたものに対して返答されたものであるが、問いに対してエブスワードは、理論的な説明はせずに、長期投獄はただカーディーの手にゆだねられるとしている。Gerber 氏は、これを、カーヌーンに対するウラマーたちの中に存在した反対意見を反映するものであると考えている。²³⁾

しかし、長期投獄に対する見解は Imber 氏と Gerber 氏では若干異なる。Imber 氏は、④666番のファトワーから、死の間接的な原因になっている人物の法的責任も認め、長期の投獄を科すべきと、エブスワードは命じたのだと述べている。²⁴⁾

さらに、Imber 氏は、⑥745番のファトワーも参照し、ハナフィー派の規定では、他人の命令で故意に殺人を犯した際に、命令を与えた者は全ての法的責任を免れるというが、これは不公平なものであるとエブスワードは判断し、命令を与えた者に対しても長期の投獄という罰

を科すことで、その不当さを改善したと述べている^{②⑤}。Imber氏はエブスウッドは、基本的にはハナフィー派の法学に則りながらも、必要があれば、現実の事案において公正な判決が下されるようにしていたことがわかると指摘する^{②⑥}。

以上より、エブスウッドはエフリ・ウルフに対して裁判の過程に介入することをファトワーにおいて禁じていたこと、また、拷問に関する対応からエフリ・ウルフに対して厳しい立場をとっていたことが言える。さらに、長期投獄については、ハナフィー派の法学をより現実の事例に即し、なおかつ公正な判決が行われるようにという配慮のもとファトワーにおいて定めていたのである。

2. エブスウッドのファトワーからみるカーディーについて

本章では、これまで先行研究で触れられるところが少なかったカーディーについて取り上げたい。ここでは、エブスウッドが出したファトワーのうちで、Düzdağ氏がカーディーに関するものとしてカテゴリー分けした箇所を翻訳した。そして、その中から、カーディーと勅許、カーディーの職務、カーディーの免職に関わるファトワーを抽出した。そうすることによって、司法に直接かかわるカーディーが、オスマン朝で与えられていた立場について考察する。

また、オスマン朝以前のカーディーの職務などとも比較するため、マーワルディー^{②⑦}の『統治の諸規則』^{②⑧}やニザーム・アルムルク^{②⑨}の『統治の書』^{③①}も随時引用する。マーワルディー、ニザーム・アルムルクともにシャーフィイー派の法学者ではあるが、彼らの記した『統治の諸規則』や『統治の書』は、イスラーム国家としての統治のありようを述べたものである。本論文では、一般的なイスラーム国家として統治を行う際に、カーディーがどのような立場であると考えられていたのかを知るために、これらを参考にした。

(1) カーディーと勅許

⑧ 628【B写本 p.180裏】^{④①}

問い：君主の判断に反したカーディーのザイドに対してシャリーア上は何か必要であるか？

答え：君主（の判断に反した場合）は言うまでもなく（re'ysiz）、聖なるシャリーアに反して書かれたのであるなら彼の実況を宮廷に上申することが必要である。

⑨ 634【B写本 p.179裏】^{④②}

問い：カーディーであるザイドが楽器付きの結婚式に行って、——神よ禁じたまえ——道

徳的でない者とともに、悪徳の集まりに座したとして、そののちに、アムルが来て「カーディーであるサイドに対してどうすべきか?」と言ってファトワーを望んだ時に、聖なるファトワーにおいて「この言及された人物はカーディー職に適していない」という答えがなされて、アムルは行って高貴なるファトワーを見せたのにも関わらず、サイドがファトワーを取り上げて、アムルに返さず、「私はファトワーによってカーディーになったのではなく、皇帝の勅許によってカーディーである」と言って高貴なるファトワーを軽んじたならば、シャリーア上どうすべきか?

答え：最初の行いによって免職である。彼が行った法判断は有効ではない。彼に対して、スルタンのカーディー管轄区の勅許は（彼が）公正であるという判断に基づいて与えられたのである。のちになって、不道徳が明らかになったことによって免職される。最初から彼の不道徳が明らかであって、不道徳にもかかわらず与えられたのであるならば、免職されず、権利がある。しかしシャリーアの判断を軽視したことによって不信心者となり、イスラームに戻らなければ処刑される。

カーディーであれば、シャリーアに精通していなければならない、また、シャリーアの規定に従わなければならないということは、周知のとおりだが、同様のことが以上の2例からもわかる。⑧628番は君主の命令に反したカーディーに対する処分について書かれている。これによれば、皇帝の命令に反しているということではなく、シャリーアにも反している場合、政府に彼の状況について上申しなければならない。カーディーにふさわしくない者がその職についている場合、皇帝への上申が必要であることは、ニザーム・アルムルクも述べている。彼によれば、カーディーはムスリムたちの血と財産に対して権限を持っているため、注意が必要な仕事であるということであり、同様のことがオスマン朝においても考えられていた。また、皇帝の命令はシャリーアに即したものでなければならないため、皇帝の命令に反することはシャリーアに反することでもある。また、⑨634番は、道徳的な問題があると分かったうえで任命されたカーディーが、判決を行ったとしても問題はないものの、シャリーアを軽視すればカーディーとして認められないというものである。⑨634番は、カーディーの任命制度が深くかかわっているファトワーである。Uzunçarşılı氏によると、オスマン朝のカーディー任命の方法はその位階によって若干異なる。日給150アクチェ未満のカーディー職の任命は軍人法官であるルメリとアナドルのカザスケルが皇帝へ上申し、皇帝が許可を与えることでなされる。日給150アクチェ以上のカーディー職の任命は、カザスケルたちが大宰相であるサドラザムに上申し、さらにサドラザムが皇帝に上申して、皇帝が承認することで行われる^⑩。不道徳が最初から明ら

かになっている者だとしても、その者のカーディー職への任命は皇帝の許可によってなされているため、判決が有効になるということが、この⑨634番のファトワからわかる。

(2) カーディーの職務

⑩ 623【A写本 p. 192裏】^⑤

問い：死亡者であるザイドの年長の相続人たちの間での遺産分割のために、カーディーもしくは、分割管理人が「必ず行って、私が分割しよう」ということは可能か？

答え：原則として未成年者がその中にいなければ不可能である。

⑪ 624【B写本 p. 113裏】^⑤

問い：ザイドが行方不明であって、彼の生死が明らかでなく、行方不明者の財産の管財人が、ザイドの所有する家をカーディーの承認によって、アムルに適正な値段で売ったとして、そののち、ザイドが生きて現れた時は前述した家をアムルから取ることができるか、もしくは管財人から家の代金を取るか？

答え：行方不明者の財産に関して、荒廃する可能性のない限りは、カーディーたちは売買の権能を持たない。そうであるから、生じた契約は、有効でも、必然でもない。しかし、我々の時代においてたしかに売却にカーディーと管財人は任じられている。公正な価格による売買であって違反がないのならば、売却してよい。なぜならば、カーディーたちは（所有者、所有権の）変更を任務としているのではない。要するに、超過代金であるならばキャンセルされなければならない。

⑩623番および、⑪624番は財産の管理についてのカーディーの職務を示している。⑩623番は遺産分割についての記述、⑪624番については行方不明者の財産管理についての記述である。マーワルディーはこれらのことについては触れておらず、時代の流れの中で、加わっていったカーディーの職務ではないかと考えられる。そのため、この2点についても、遺産分割や財産管理についてのシステムを調べ、さらなる考察が必要である。

⑫ 627【B写本 p. 180裏】^⑤

問い：2人の訴訟人が判事に対して2人で係争したときに、2人のうち1人が座っていて、カーディーがもう一方の訴訟人であるザイドに「立て！お前の係争人のアムルとともに

立て！」と、立てせることに権能はあるか？

答え：可能である。アムルをサイドとともに座らせたとしても、また、シャリーア上によって2人の訴訟人が平等となる。

これは、カーディーは訴訟人に対して平等に接しなければならないということを示すものであり、この点については、マーワルディーの記述と一致している。

(3) カーディーの判決

⑬ 625 【A 写本 p.142裏】^⑬

問い：命令によってほかの管轄区にある問題を調査する者であるカーディーが、命令に記されていること以外の問題を審議し、判決をしたとすれば有効であるか？

答え：有効でない。

ここで、カーディーは、命令によって指定された問題以外を審議し判決することは許されていない、ということがわかる。同様のことがマーワルディーの『統治の諸規則』でも記述されている。マーワルディーによれば、カーディーの任命は代理関係の一種であるため、命令によってカーディーの権限を包括的にすることも限定的にすることも可能である。そして、カーディーに任命された者は、与えられた権限を越えることができない。^⑭

これらから、カーディーの権限について、エブスワードはマーワルディーの時代から変わらない見解を持っていたということが確認できる。また、⑧628番にあったようにカーディーは君主の命令に従うように規定されていることから、オスマン朝においてもカーディーが国家権力に属する存在であったことが確認できる。

⑭ 631 【B 写本 p.180裏】^⑭

問い：カーディーであるサイドが、人々の前で「カーディーをやめる」といったのちに、また、ある事件に法判断をしたならばシャリーア上有効であるか？

答え：シャリーアに適しているなら有効である。

マーワルディーによれば、カーディーは辞任する際に、公表されなければならず、それは、辞任したカーディーのもとへ訴訟を起こす人がやって来ることを防ぐためであった。この⑭631番の場合、カーディーを辞すと宣言してから、法判断を行っているが、辞任が公表された

後のことなのか、それ以前のことなのか不明である。エブスウッドがこれまでの規定を踏まえたとするれば、後者の可能性が高い。つまり、辞任を表明している以上、それが問題視され、それでもまだカーディー職にある者の判決はシャリーアに適している以上は有効であるというエブスウッドの判断だったのであろう。

(4) カーディーと賄賂

⑮ 622【B 写本 p.177表^{④①}】

問い：カーディーのザイドが、敬虔な君主陛下——彼のカリフ権が永続しますように——以外の者に、金銭を与えてその仲立ちによって、もしくはある人のとりなしによってカーディー職を得たならば、シャリーア上、彼の判決は有効か？

答え：賄賂によって得られたため有効ではない。それに関するムフティーの言葉はこうである。カーディーではありえず、完璧な免職である。とりなしによってカーディー職を得ることは禁じられているが、しかし、シャリーアに一致している限り彼の判決は撤回されない。

⑯ 626【B 写本 p.180表^{④②}】

問い：カーディーのザイドが皇帝の命令によって別の管轄区に移ったときに訴訟人たちの食卓で訴訟人たちが持ってきた食事を食したならば、彼の判決は有効か？

答え：食べ物を食べたならば、彼の判決は有効でない。

⑰ 633【B 写本 p.180表^{④③}】

問い：カーディーであるザイドが賄賂を食らったことがシャリーアによって確定かつ明瞭であるならば、シャリーア上、彼の法判断は有効であるか？

答え：有効ではない。彼の判決がシャリーアに適していても、収賄によって有効ではない。

これらのファトワーから、カーディーは、賄賂を受け取ることは禁止されており、賄賂を受け取ったカーディーの判決は無効となることがわかる。また、カーディーが賄賂によってその職を得た場合も、免職になる。賄賂については、マーワルディーも禁止していた。マーワルディーは『統治の諸規則』の中で、「カーディーの職に任じられたものは、訴訟で争う当事者の

どちらからも贈り物を受け取ってはならず、彼の管轄する地域の住民からも贈り物を受け取ってはならない。訴訟の当事者でなかったとしても、カーディーに権限があることについて助けを求めてくるかもしれないからである」としている^⑭。さらに、ニザーム・アルムルクも、賄賂という言葉では表していないが、カーディーが私利私欲のゆえに判決を下した場合、他のカーディーがその判決を破棄し、皇帝に報告するように述べている^⑮。しかし、⑮622番には、賄賂によってカーディーの職を得たことは無効であるのに、彼の判決についてはシャリーアに一致していれば有効である、としている。この⑮622番はとりなしによってカーディーの職を得た場合のファトワーであるが、⑯626番および⑰633番はカーディーとなったのちに賄賂を他人から受け取っている場合のファトワーである。これは、判決の公平さを鑑みた時に、他人から賄賂を得て出した判決は、賄賂を与えた者に対して有利なものになる可能性があるため、無効とするファトワーを出しているのではないかと考えられる。

(5) カーディーの免職

⑱ 632【B 写本 p. 180表】^⑯

問い：カーディーであるザイドが憤慨した時に「ある（管轄区の）カーディー職を（私が）望むのならば、またそれが与えられたときに、私がそれを受け入れるならば、私は至高の神に等しい者を配する者の1人である（私は多神教徒のうちのひとりである）。」といったのちに、上述したカーディー職を望んだ、あるいは与えられたときに、それを受けたとすればシャリーア上ザイドに対してなにが必要であるか？

答え：信仰の回復と永遠の解職が必要である。このような言葉を口にしたものはカーディー職にふさわしくない。

ここでは、「至高の神に等しい者を配した」つまり、多神教徒であるという言動によって、カーディーが、ムスリムでさえなくなってしまう。また、その場合、信仰の回復をしたとしても永遠の解職が必要である、ということから、カーディーであるためには、マーワルディーも条件に挙げていた、ムスリムでなければならない、ということが厳格に決められていたということがわかる。ただし、この場合は、⑨634番のようにイスラームに戻らなければ処刑されるというわけではいようである。これは、怒りにまかせて口走った際の発言のため処刑されるまでは至らないのではないかと考えられる。

3. カーディーとエフリ・ウルフの関係について

以上、エフリ・ウルフ、カーディーとそれぞれに関するエブスウッドのファトワーを見てきたが、ここでは、エフリ・ウルフとカーディーの関係について、エブスウッドがどのような見解を持っていたかを考察する。

まず、エフリ・ウルフに対するエブスウッドの見解を、主に Gerber 氏や Imber 氏の研究を踏まえて、述べておきたい。Gerber 氏はエブスウッドのファトワーによって、エフリ・ウルフの司法への介入と、エフリ・ウルフによる拷問が禁止されているということを、①661番の「エフリ・ウルフは逮捕を意図することも、拷問をすることも不可能である」と答えているファトワーから確認している。拷問については、Gerber 氏が引用していない②663番の「自白を促すための投獄や拷問によって得られた自白には正当性はない」というファトワーからも、エブスウッドが禁止していたといえる。Gerber 氏によれば、エフリ・ウルフが司法に介入することや、拷問を行うことはカーヌーンにおいては合法とされていたことであるという。カーヌーンで合法とされていたことを、エブスウッドがファトワーにおいて禁止することは、彼がシャリーア法廷の地位を高めようとしていたためであると Gerber 氏は述べている。

さらに、③665番や⑤705番、⑥745番、⑦672番のファトワーは、それぞれの罪に対する罰として、長期の拘留を行うよう命じたものである。Gerber 氏や Imber 氏はこの長期の拘留はカーヌーンやシャリーアにおいては規定されていない罰であると指摘している。そして、長期の拘留について、Gerber 氏は、慣習的な法であるとしているほか、⑦672番のファトワーで「長期の拘留に特別な罪はあるのか」と問われたものに対して、エブスウッドが「判事の裁量である」とのみ答えていることから、この長期拘留とは、カーヌーンに対するウラマーたちの反対意見を反映したものである、と述べている。一方、Imber 氏は、⑥745番の「殺人教唆を行った者は長期の投獄をされるべきである」というファトワーを引用して、ハナフィー派の規定をより公正で現実の事例に即したものとするため、長期の投獄という罰をエブスウッドが取り入れたとしている。

また、④666番のファトワーでは、「エフリ・ウルフが拷問の末に被疑者を死亡させてしまった場合、エフリ・ウルフは血の賠償を支払わなければならない」というものである。血の決済は、過失による殺人罪の際に課せられる罪であるが、ここでは、エブスウッドが、拷問によって死亡させてしまったことを過失致死としてとらえていること、つまり、個人的な罪と考えていることがわかる。エフリ・ウルフは国家によって任命されている役職であるため、彼らの行うことは、国家による管理のもとになされていると考えてよきようなものであるが、ここでは、エフリ・ウルフ個人の問題としてとらえられているため、エブスウッドがエフリ・ウル

フに対して厳しい態度をとっていたのではないかと考えられるところである。

次に、カーディーに対するエブスワードの見解を考えてみたい。カーディーに対しては、⑩626番や⑩623番より賄賂が禁止されていること、⑪633番より、国家によって定められた問題にのみ判決を下せること、⑫632番よりムスリムでなければ免職になるということ、⑬628番および⑭634番よりカーディーは皇帝の勅許に反してはならないということが述べられている。これらは、マーワルディーがカーディーに対して持っていた見解と相違はないものであることが分かった。

しかし、カーディーの職務については、⑩623番「遺産分割を行う権利は、未成年者がいない限りカーディーにはない」、⑪624番「行方不明者の財産管理の際は、カーディーは公正な価格であるかどうか見極める必要がある」というファトワーがある。遺産分割や財産管理の職務についてはマーワルディーには記述のない範疇のことである。遺産分割も財産管理も基本的にはカーディーの職務の範囲ではないということであるが、それらの権能について尋ねるファトワーが存在するということは、これらのことがらに少なからずカーディーが関わる事例があったのではないかと考えられる。

そして、次にここでは、これらのことから、エフリ・ウルフとカーディーの関係に関するエブスワードの見解を考察する。

Gerber氏は、オスマン朝においてはカーディーに多くの役割を置くようにする法体系が、文官や武官を基礎とする法体系よりも公正に機能すると考えられていたとしている。Gerber氏は16世紀のトラブゾンにおいて、カーディーに寄せられた20ほどの犯罪の例より、カーディーは事件を聴取するが判決は出さず、その後の処理をエフリ・ウルフに任せていたという^⑮。しかし、Gerber氏が17世紀のブルサの法廷記録を確認したところ、多数の事例でカーディーが判決を下し、刑罰を科しているという。そして、このことから、Gerber氏はオスマン朝がカーディーに多くの役割をもたせるようにしたとしている。つまり、16世紀においては、裁判においてカーディーが果たす役割が少なかったものの、エブスワードが、エフリ・ウルフの司法への介入を禁止し、カーディーに多くの役割を持たせるファトワーを出したことから、17世紀においてはカーディーが裁判において果たす役割が多くなったということがわかる。

先述した①661番においてもエフリ・ウルフは司法に介入することは禁じられていた。カーディーが行う裁判にエフリ・ウルフは介入できないとされていることは、古典期の裁判管轄に対する考え方と一致していると考えられる。柳橋氏は、8世紀から9世紀にかけてのマーリク派の法学書とマーワルディーの『統治の諸規則』から、裁判分割の分配について考察している。それによれば、法学者は訴訟と行政を区別している。訴訟は、カーディーの管轄権に属し、シャリーアの厳格な支配に服する一方で、行政は不特定多数ないし、ムスリム共同体全体の利害

にかかわる措置であり、シャリーアに反してはならないが、ある程度裁量の余地を残したものであるという。つまり、柳橋氏はこのことは、行政からカーディーの裁判の独立を保障するものであると考¹⁹えている。

つまり、行政組織の一端を担うエフリ・ウルフをカーディーの行う裁判に介入させない、というエブスウッドの見解は、古典期からすでに考えられていたことであるということがわかる。カーディーの行う司法と、エフリ・ウルフが担う行政を分立させる、というエブスウッドの見解が、イスラーム社会における伝統的な見解だったのではないだろうか。

エブスウッドが司法制度については、公正さを求めていることがわかる。また、エフリ・ウルフを司法に介入させないというファトワーを彼が出していたということから、Gerber 氏の述べるように、カーディーに多くの役割を持たせようと試みていたということが言える。また柳橋氏の述べるように、カーディーの裁判はシャリーアによって支配されたものであるため、カーディーに多くの役割をもたせるということは、エブスウッドはシャリーアを重視した司法制度を整備しようとしていたということであると考えられる。

おわりに

本論文では、オスマン朝中期の司法制度とエブスウッド・エフェンディと題して、エブスウッドがどのような司法制度を確立させようとしたのか、また、エフリ・ウルフとカーディーの関係をどのようにとらえていたのか、彼のファトワーから明らかとすることを目的とした。

刑法面では、行政官吏のエフリ・ウルフに司法への介入を許さず、行政権と司法権を分立させていた。カーディーについては、古典期とオスマン朝期とその役割に大きな差はなく、資格要件についても取り立てて大きな相違はなかった。そして、カーディーに多くの役割がゆだねられており、シャリーアを重視する仕組みとなっていた。

カーディーとエフリ・ウルフでは、司法過程において、カーディーに多くの役割がゆだねられていることや、カーヌーンで適法としていることをファトワーでは禁じている点などから、エブスウッドは、カーヌーンよりもシャリーアを重視した法制度を確立させようとしていたと結論付けることができよう。ただし、Imber 氏や Gerber 氏は、シャリーアとカーヌーンの融合との視点でオスマン朝の司法制度をとらえようとしている。この点については、エブスウッドのファトワーだけでなく、実際にエブスウッドも作成にかかわったスレイマン 1 世のカーヌーンの分析が必要となり、今後の課題としたい。

引用文献

Gibb and Bowen 1957

Gibb, H.A.R and Bowen, Harold, *Islamic Society and the West*, vol. 1, part 1, London, 1957.

Heyd 1973

Heyd, Uriel, *Studies in Old Ottoman Criminal Law*, London, 1973.

Imber 1992

Imber, Colin, "Süleymân as Caliph of Muslims; *Ebû's-Su'ûd's Formulation of Ottoman Dynastic Ideology*", *Soliman le Magnifique et son temps: actes du Colloque de Paris*, 1992; 179-184

Imber 1997

Imber, Colin, *Ebu's-sud : The Islamic Legal Tradition*, Edinburgh, 1997.

Pixley 1982

Pixley, Michael M., "Süleyman's Şeyhülislam", *Turkish Studies Association Bulletin* 6-2, 1982; 7-16.

Schacht 1964

Schacht, Joseph, *An Introduction to Islamic Law*, London, 1964.

Uzunçarşılı 1965

Uzunçarşılı, İsmail Hakkı *Osmanlı Devletinin İlmiye Teşkilatı*, Ankara 1965.

ガーバー 1996

ガーバー, ハイム『イスラームの国家・社会・法—法の歴史人類学』、黒田壽郎訳、藤原書店、1996年。

(原著: Gerber, Haim *State, Society, and Law in Islam: Ottoman Law in Comparative Perspective*, New York, 1994.)

ニザーム・アルムルク

ニザーム・アルムルク『統治の書』(イスラーム原典叢書)、井谷鋼造、稲葉稷訳、岩波書店、2015年。

林 2008

林佳世子『オスマン帝国500年の平和』(興亡の世界史10)、講談社、2008年。

堀井 2004

堀井聡江『イスラーム法通史』、山川出版社、2004年。

マーワルディー

マーワルディー『統治の諸規則』、湯川武訳、慶應義塾大学出版会、2006年。

松尾 1996

松尾有里子「オスマン朝におけるミュラーゼメット(教授・法官候補)制度—『ルメリ・カザスケリ登録簿』(Rumeli Kazaskerligi Rûznâmesi)を手がかりに」『日本中東学会年報』11(1996年); 39-69.

松尾 2011

松尾有里子「オスマン朝におけるマドラサ制度の発展——16世紀後半—17世紀前半のバルカンの事例を中心に——」『東洋文化』91(2011年); 165-193.

柳橋 1995

柳橋博之「イスラーム法の著作に見る裁判管轄の分配について」『上智アジア学』13(1995年); 5-20.

註

- ① Schacht 1964, pp.89-90
- ② イルミエ組織の研究としては、Uzunçarsılı 氏の研究がある (Uzunçarsılı 1965)。また、イルミエ組織の中でのウラマーの昇進や、任官については松尾氏が詳しく研究している (松尾 1966、松尾 2011)。
- ③ Schacht 1964, p. 90
- ④ Pixley 1982, p. 12
- ⑤ Schacht 1964
- ⑥ Heyd 1973
- ⑦ Schacht 1964 p. 9
- ⑧ Heyd 1973, p. 191
- ⑨ ガーバー 1996, pp. 155-156
- ⑩ Imber 1997, p. 270
- ⑪ Düzdağ 1983
- ⑫ Heyd 1973, pp. 168-169
- ⑬ Düzdağ 1983, p. 138
- ⑭ ガーバー1996, p. 142
- ⑮ Düzdağ 1983, p. 139
- ⑯ Düzdağ 1983, p. 139
- ⑰ ガーバー1996, pp. 142-143
- ⑱ ガーバー1996, p. 144
- ⑲ Düzdağ 1983, p. 139
- ⑳ Düzdağ 1983, p. 146
- ㉑ Düzdağ 1983, p. 153
- ㉒ Düzdağ 1983, p. 141
- ㉓ ガーバー 1996, pp. 143-144
- ㉔ Imber 1997, p. 256-257
- ㉕ Imber 1997, p. 255
- ㉖ Imber 1997, p. 266
- ㉗ 975-1058年。バスラ生まれのシャーフィイー派法学者であり、各地でカーディーを務めた。古典イスラーム国法学の祖。『統治の諸規則』でスンナ派神学のカリフの選任理論について言及している。(中田考「マーワルディー」、岩波イスラーム辞典)
- ㉘ 著書はマーワルディー。この著書において、マーワルディーは、スンナ派神学のカリフの選任理論を、カリフ選挙人とカリフ有資格者の間の契約とする。そして、その統治契約の合法的な締結方式を法学的に定式化し預言者の正当な後継者としてのカリフの支配の正当性を根拠とする法理論を体系化した。さらに、大臣以下のすべての公職を預言者の後継者であるカリフからの授権に基づく階層的体系として法学的に構成した。(中田考「マーワルディー」、岩波イスラーム辞典)
- ㉙ セルジューク朝期の著名なワズィール。アルブ・アルスラーンとその後継のマリクシャーに使える。イクター制の幅広い施行や軍事力の整備を行ったほか、ニザーミーヤ学院を建設し、国家によるウラマー層の保護、統制の仕組みを確立した。(森本一夫「ニザームムルク」、岩波イスラーム辞典)
- ㉚ ペルシア的伝統にのっとった代表的な政治指南書。(森本一夫「ニザームムルク」、岩波イスラーム辞典)

ーム辞典)

- ③① Düzdağ 1983, p. 134
- ③② Düzdağ 1983, pp. 134-135
- ③③ ニザーム・アルムルク p. 50
- ③④ Uzunçarsılı 1965, p. 87
- ③⑤ Düzdağ 1983, p. 133
- ③⑥ Düzdağ 1983, p. 133
- ③⑦ Düzdağ 1983, p. 134
- ③⑧ Düzdağ 1983, p. 133
- ③⑨ マーワルディー p. 172-173
- ④⑩ Düzdağ 1983, p. 134
- ④⑪ Düzdağ 1983, p. 133
- ④⑫ Düzdağ 1983, p. 133
- ④⑬ Düzdağ 1983, p. 134
- ④⑭ マーワルディー p. 180
- ④⑮ ニザーム・アルムルク p. 50
- ④⑯ Düzdağ 1983, p. 134
- ④⑰ Gerber 氏の参照している例を引用すると、例えば、原告が、被告が石で原告に対して襲い掛かったと主張し、二人の証人が原告の言葉の正当性について証言しているものの、判決は与えられていない、というものや、殺人の被害者の両親が犯人を法廷に引き出しているものの、犯人は殺人が自衛のためであると主張し、事件が判決の出ぬまま終わっている、などというものが多くあるという。カーディーは事件について聴取はしているものの、判決を下すことはしていないと述べている。そして、このトラブゾンの犯罪の集成においては、一例のみが、殺人事件の両当事者の間での妥協を裁決しているという。(ガーバー1996, pp. 147-148)
- ④⑱ Gerber 氏の取り上げている例は以下のものである。1658年に地域の太守が犯罪者として10人の人間を法廷に引き出し、彼らが町の郊外の農園で強盗や略奪をはたらこうとしていたところを逮捕し、被告たちはこの罪を認め、過去には殺人を犯していたことも告白した。被告たちは判決を受けるために太守の下に引き渡されたが、その結果が明言されていない。このような事件については、太守の権限の範囲内のものであるにかかわらず、カーディーの下へ持ち出されたと記録されていることが驚くべきことであると Gerber 氏は述べている。(ガーバー1996, p. 149)
- ④⑲ 柳橋 1995

史料

Düzdağ 1983

Düzdağ, Mehmet Ertuğrul, *Şeyhülislam Ebussuîd Efendi Fetvaları: Işığında 16. Asır Türk Hayatı*, İstanbul, 1983.